

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書募集要項

1 総則

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）（以下「環境整備事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

2 業務内容

本事業の内容は、別添1「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書作成のための仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添2「生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算額は、212,630千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している（令和7年度より3年度間、全国5地域で事業実施を想定した金額）。

4 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金

の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) 企画書提出時において、過去1年間に厚生労働省 奈良労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと

② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと

③ 契約書に基づき、委託者から委託事業実施状況報告書を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと

④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

(6) その他以下の条件を満たすこと。

ア 高齢法第35条第1項に定める協議会（協議会又は正式な協議会が未発足の場合は設立準備会）であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

5 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

- (1) 生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所は、当該地域を所管する都道府県労働局職業安定部職業対策課とする。

募集要項は、厚生労働省及び各都道府県労働局ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

- (2) 募集要項の交付期間

令和7年8月8日（金）9時30分～令和7年9月30日（火）17時00分

- (3) 募集要項に関する問い合わせ

ア 問い合わせ先（随時受付）

生涯現役地域づくり環境整備事業相談窓口（厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課雇用指導係）

電子メール koutaika-itaku@mhlw.go.jp

イ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、随時、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

【掲載場所URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kour_eisha/koureisha-koyou_00024.html

6 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時

令和7年8月21日（木）14時00分～15時30分

- (2) 開催方法

オンライン開催

- (3) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和7年8月20日（水）12時00分までに上記5（3）アのメールアドレスに申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

7 企画書、提出期限等

- (1) 企画書

作成する企画書は、表1のとおりとする。

表1 企画書一覧

	書類名称	様式	提出者	媒体種別	部数	備考
①	企画競争参加申込書	募集要項 別紙1	全提出者	紙媒体	1部	
②	競争参加資格に関する誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書	募集要項 別紙2-1 及び2-2	全提出者	紙媒体	各1部	
③	適合証明書	募集要項 別紙3	全提出者	紙媒体	1部	
④	事業構想概要	募集要項 別紙4	全提出者	電子媒体 (PowerPoint)	—	様式は例示であるため、⑥をもとに提出者において工夫して作成
⑤	協議会及び事業構想概要図	募集要項 別紙5	全提出者	電子媒体 (PowerPoint)	—	
⑥	事業構想提案書	仕様書 様式第3号	全提出者	電子媒体 (Word 及びExcel)	—	概ね20枚(片面)程度で作成
⑦	事業構想に係る補足資料	任意	該当地域	電子媒体 (PDF)	—	市区町村等のガイドブック等
⑧	事業構想必要経費概算書	仕様書 様式第4号	全提出者	電子媒体 (Excel)	—	
⑨	必要経費の根拠を示す資料(10万円以上の経費)	任意	該当地域	電子媒体 (PDF)	—	仕様書8(3)ア参照
⑩	事業の一部を再委託する場合の理由書	任意	該当地域	電子媒体 (PDF)	—	仕様書8(5)参照の上、再委託が必要な理由を記載すること
⑪	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	任意	該当地域	電子媒体 (PDF)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定(プラ

					チナえるぼし認定) に関する基準適合認定一般事業主認定通知書 ・次世代法に基づく認定(くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
--	--	--	--	--	---

(2) 提出期限等

令和7年10月1日(水)17時00分

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時00分、13時00分から17時00分までとし、上記5(1)まで直接提出すること。

また、郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記5(1)あてに企画書の提出期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は提出者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)の開催

企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)をオンラインにて開催する。開催日時等を提出者に個別に連絡する。

(4) 企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は形式的な不備(添付書類の不足等)がある企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が提出期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

なお、具体的な事業内容について、仕様書中「5 事業内容」の要件を満たさないことが明らかな企画書については、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課が設置する「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）」に諮らずに不採択とすることがある。

(6) 提出に当たっての注意事項

- ア 企画書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- イ 紙媒体での提出について、用紙のサイズは原則A4とし、両面印刷及び左右の余白は各30mm以上とする。
- ウ 電子媒体での提出について、ファイル形式は表1で指定している形式、かつMicrosoft 365のライセンスで読み取れるものとする。また、提出の際は、CD-R又はDVD-Rに格納し、ディスクに協議会名を記載すること。なお、電子媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、提出物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処しなければならない。
- エ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- カ 1地域当たり1件の企画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- キ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 評価の実施

- (1) 別添3「生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について」、別添3の別紙1「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準表」に基づき、提出された企画書について、評価委員会が評価を行い、標準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

- (2) 評価結果は、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担行為担当官から企画書の提出者に遅滞なく別添4「生涯現役地域づくり環境整備事業の採択・不採択通知」により通知する。

なお、選定された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

9 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、都道府県労働局及び契約候補者の双方で契約内容を確認し、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担

行為担当官は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

【様式等】

- 別紙1 企画競争参加申込書
- 別紙2-1 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙2-2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙3 適合証明書
- 別紙4 事業構想概要
- 別紙5 協議会及び事業構想概要図

別添1 生涯現役地域づくり環境整備事業(令和7年度第2次募集)に係る企画書作成のための仕様書

- 別紙1 協議会が機密保持を遵守するために講ずるべき措置
- 別紙2 情報セキュリティ要求仕様
- 仕様書様式第1号 協議会規約
- 仕様書様式第2号 会計事務取扱規程
- 仕様書様式第3号 事業構想提案書
- 仕様書様式第4号 事業構想必要経費概算書
- 仕様書様式第5号 事業利用者アンケート結果報告
- 仕様書様式第6号 実施状況報告書
- 仕様書様式第7号 民間資金等調達実績報告書
- 仕様書様式第8号 改善計画書
- 仕様書様式第9号 総括報告書

別添2 生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱

別添3 生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について

- 別紙1 生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準表
- 別紙2 生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

別添4 生涯現役地域づくり環境整備事業の採択・不採択について(通知)

募集要項一別紙 1
令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

協議会等名
代表者職氏名 印

企画競争参加申込書

「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書募集要項」を承諾のうえ、下記のとおり企画競争に参加いたします。

記

件名：生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）

	書類名称	チェック欄 ※提出書類に○ を記載
①	企画競争参加申込書	
②	競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書	
③	適合証明書	
④	事業構想概要	
⑤	協議会及び事業構想概要図	
⑥	事業構想提案書	
⑦	事業構想に係る補足資料（地方公共団体ガイドブック等）	
⑧	事業構想必要経費概算書	
⑨	必要経費の根拠を示す資料（10万円を超える高額な経費）	
⑩	事業の一部を再委託する場合の理由書	
⑪	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	

【担当者】

所属：
役職：
氏名：
TEL：
FAX：
E-mail：

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- 4 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- 5 企画書提出時において、過去1年間に厚生労働省 奈良労働局が所管する委託事業で、以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
 - ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
 - ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
 - ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと
- 6 企画書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 7 契約締結後、当協議会又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 8 前記1から7について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
協議会等の名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

【報告の参考様式】

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

暴力団等に該当しない旨の誓約書

- 私
- 当協議会 は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- また、当方の個人情報、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
協議会等名又は代表者名

印

※協議会等の代表者の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

協議会等名

代表者職氏名

印

適合証明書

当協議会は、生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画競争に参加するに当たり、下記の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- 2 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- 4 その他以下の条件を満たすこと。
 - (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律法（昭和46年法律第68号。）第35条第1項に定める協議会、又は協議会設立準備会（以下「協議会等」という。）であること。
 - (2) 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会等であること。

募集要項－別紙4（事業構想概要）

- ① **本資料を使用して、生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会において概ね10分間のプレゼンを実施**いただきます。
- ② 次頁以降、様式の例示をお示ししていますが、**様式は自由**であり、記載する内容、項目等も決まりはございません。
- ③ 事業構想提案書を元に本資料を作成いただくところ、実際のプレゼンを想定し、特にアピールしたい点を中心として、各協議会において創意工夫した内容を検討いただき、独自性ある資料を活用したプレゼンの実施を期待します。

タイトル

地域を象徴する写真

実施地域：〇〇県〇〇市

実施主体：〇〇協議会

構成員一覧

：〇〇市、〇〇商工会議所、〇〇商工会、〇〇市シルバー人材センター、
〇〇社会福祉協議会、〇〇地域包括支援センター、教育機関、金融機関
〇〇

重点業種：〇〇業、〇〇業、〇〇業

1 事業の趣旨・目的

- ▶ 仕様書に詳述した環境整備事業の趣旨や成果目標などに鑑み、また、計画区域における経済・社会情勢や高齢者の雇用情勢等を踏まえ、環境整備事業で実施しようとする事業の趣旨・目的を簡潔に記載するとともに、3年度間に亘る実施スケジュールを示して下さい。

2 重点業種における高年齢者の雇用機会の確保における課題

- ▶ 地域計画に盛り込む予定の計画区域における重点業種とその設定理由を記載して下さい。
- ▶ 重点業種における高年齢者等の雇用動向と今後の見通しについて、具体的なデータを用いて記載して下さい。
- ▶ 重点業種における高年齢者等の雇用・就業機会の確保を図る上での課題（人材確保・人材育成等）と対策方針について記載して下さい。

3 支援メニューの内容

- ▶ 環境整備事業にて実施しようとする事業の内容を記載して下さい。

4 事業実施による効果

		アウトプット												アウトカム																
		R7				R8				R9				R7				R8				R9								
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q					
高年齢者就業ニーズ調査	アンケート回収数																	アンケートから就業相談会への参加者数												
企業ヒアリング	企業数																	高年齢者雇用関心企業数												
就業相談会	参加者																	雇用・就業者数												
事業主向け説明会	参加企業																	求人増加件数												
スキルアップセミナー	参加者																	関連業種の関心数												
ワンストップ窓口	利用者																	雇用・就業者数												
高年齢者活用講演会(シンポジウム)	参加者																	満足度												

※ 特に、アウトカムのうち、高年齢者の雇用・就業者数の目標値については、応募時点で公表されている最新の国勢調査における対象地域の高齢者人口（60歳以上）の1.1/1,000以上となるよう設定してください。

5 民間資金等の調達

- ▶ 第二評価基準期間以降における、協議会の民間資金等の調達方法を記載して下さい。

6 自治体等が実施する地域福祉・ 地方創生等の地域活性化の取組

- ▶ 環境整備事業の実施にあたり、自治体事業等との連携の具体的な方法及び期待する効果について、具体的に記載して下さい。

- ▶ 環境整備事業の実施後、計画区域における重点業種等での雇用・就業機会の創出効果を記載して下さい。

7 協議会組織等の体制整備

- ▶ 環境整備事業の実施にあたり各関係機関が参画する趣旨、各関係機関が実施する取組及び果たす役割について、具体的に記載して下さい。

- ▶ 自治体内の関係部局の協力・連絡体制及び各部局が果たす主な役割等について具体的に記載して下さい。

8 計画終了後の協議会の在り方

- ▶ 現時点で想定する、事業実施後の協議会の在り方（自走に向けた取組スケジュール及び協議会体制・役割分担等）について記載してください。

9 事業構想（案）作成者等の声

- ▶ 事業構想の企画立案や事業を実践していく上で、活動の中心となるキーパーソンや組織から、本事業に対する意気込み等を記載してください。

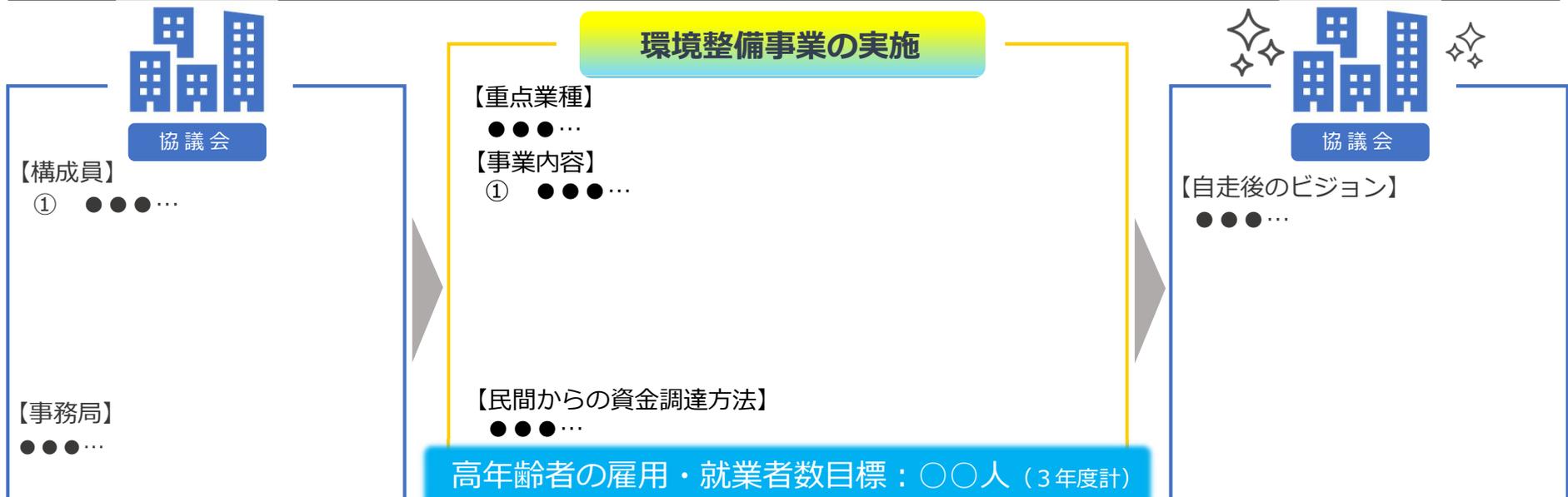
〇〇生涯現役地域づくり協議会（〇〇県▲▲市）

厚労省側において、
地域地図を添付します

事業 タイトル	●●●…				
人口 (※1)	000,000人	高齢者数 (※1,2)	000,000人	高齢者率 (※3)	00.0%

(※1) 令和2年国勢調査より (※2) 65歳以上の者 (※3) 高齢者数/人口により算出

地域の現状及び課題	事業の目的
●●●…	●●●…



▲▲生涯現役地域づくり協議会（〇〇県▲▲市）

事業 タイトル	～実現しよう！▲▲市生涯現役社会創設！～				
人口 （※1）	100,000人	高齢者数 （※1,2）	28,000人	高齢者率 （※3）	28.0%

（※1）令和2年国勢調査より （※2）65歳以上の者 （※3）高齢者数／人口により算出

厚労省側において、
地域地図を添付します

地域の現状及び課題	事業の目的
<p>〇〇県▲▲市は、●●県□□市のベッドタウンとして古くから発展している市である。平成27年をピークと市人口が減少傾向にあるとともに、市民の高齢化が進んでおり、老年人口が年少人口を上回っている。</p> <p>市の南部を中心として製造業が盛んであり、▲▲工業団地には多くの大企業の工場が立地しているものの、中小企業は人手不足傾向が顕著であり、今後も加速度的に人手不足が続くと予測され、2040年には地域内の中小企業のうち、30%が後継者不足等により廃業を余儀なくされると推計される。</p> <p>また、全国的な傾向と同様、福祉分野、特に介護関係については、慢性的な人手不足状態が続いている。背景には、企業側のシーズが高い一方で、求職者側のニーズが合致していないこと等が挙げられる。</p>	<p>これまで過疎地域対策として他の地域からの移住者に対する雇用支援等を実施していた実績はあるものの、高齢者の活躍の場を創出するための取組が手薄となっており、結果として左記に記載したような現状及び課題が見受けられるところである。環境整備事業を実施することにより、課題解決に向けた基盤を整備することはもちろんのこと、高齢者の暮らしを豊かにし、市民が生涯生き生きと暮らせる町づくりを目指していく。</p> <p>なお、環境整備事業における主たる支援対象は高齢者であるところ、▲▲市の潜在的労働力の活用を図り、人手不足解消を目指すべく、子育て中の女性も射程とし、隙間時間を利用して簡単な就業を行いたいといった希望を現実化させていく。</p>



協議会

【構成員】

- ① ▲▲市
- ② ▲▲商工会
- ③ ▲▲シルバー人材センター
- ④ ▲▲社会福祉協議会
- ⑤ ××銀行▲▲支店
- ⑥ 農業協同組合▲▲支所
- ⑦ ▲▲市産業振興協議会
- ⑧ ▲▲大学 等

【事務局】

事務局長、会計責任者1名、
統括員1名、推進者1名、支援員1名

環境整備事業の実施

【重点業種】

医療・介護・福祉業種、製造業種

【事業内容】

- ① 高齢者及び地域企業へのニーズ・シーズ調査
- ② 大手企業高齢職員等を中心としたセカンドキャリア支援のためのニーズ調査
- ③ 地域魅力発信事業
- ④ 企業向け／求職者向け生涯現役支援セミナー
- ⑤ 合同説明会・職場見学会
- ⑥ 個別相談

【民間からの資金調達方法】

市からの出向職員、寄附金、再委託事業の実施 等

高齢者の雇用・就業者数目標：100人（3年度計）



協議会

【自走後のビジョン】

事業終了後、3年間▲▲市からの助成を受けつつ、独立を目指す。事業終了後も支援員等は継続して雇用し、そのことを見据えた上で、事業実施期間中にノウハウを蓄積していく。